

中世の寺院と神社

2015.3.21.於松江市史講座

中世史部会 井上寛司

I. はじめに

- 1.近代以前の日本の主な宗教として仏教と神祇信仰、主な宗教施設として寺院と神社が存在することは広く知られている。そして、明治初年の「神仏分離」令の発令とそれを契機とする激しい廃仏毀釈運動が展開される以前は、全国的に仏教と神祇信仰、寺院と神社が緊密に結び合った、一体的な関係にあったこともまた広く知られている。
- 2.こうした仏教と神祇信仰、寺院と神社が一体的に結び合った関係を一般に「神仏習合」といい、それが最も高度に発展したのは中世（平安末院政期の11世紀末から戦国時代が終わる16世紀末までの約500年）だとされている。
- 3.しかし、この「神仏習合」の具体的な内容をどう理解するかという点では、依然として不明なところが多く、また大きな混乱も認められる。
cf.神宮寺＝「神社に付属して置かれた寺院。境内または遠隔地に建立された。神仏習合思想のあらわれで、神を守護することを目的にし、その社僧（別当）が神前読経など、祭祀を仏式で行った。明治元年（一八六八）の『神仏分離令』によってほとんどが廃絶、あるいは独立した」（石田瑞麿『仏教語大辞典』小学館）。
- 4.この説明は、残念ながら実際にはほとんど意味をなさない。そのことを、中世佐陀神社に即して考えるとともに、そのことを通して日本における「神仏習合」の具体的な内容や日本の宗教の歴史的特徴などについて考えてみることにしたい。

II. 中世佐陀神社の概要と特徴

- 1.松江市鹿島町佐陀宮内に鎮座する佐太神社は、現在と同じく中世から3社殿の構造となっていて（→史料①）、少なくとも3つの祭神を祭っていた。
- 2.中世の佐陀神社は、戦国期の15世紀末から16世紀初め頃を画期として、大きくそのあり方を変化させた。→佐陀荘の荘園鎮守から出雲の国鎮守（二宮）へ。もう少し詳しく見ると次の通り。
- 3.全国的な視野に立ってみると、中世の神社はおおよそ次の3つのタイプに分類できる。
(A)二十二社・一宮（王城鎮守・国鎮守）などの公的・国家的な神社
(B)荘園公領の鎮守（荘郷鎮守）
(C)民衆の素朴な信仰対象としての零細な神社や小祠
佐陀神社は、(B)タイプの佐陀荘（秋鹿・島根両郡に跨る安楽寿院領荘園）の荘園鎮守だというのが、中世成立期以来の基本的な特徴であったが、戦国期に至って、大きくそのあり方を転換させた。
- 4.それ以前とは異なる戦国期の佐陀神社の特徴として、次の3点を指摘することができる。
 - 1)新しい縁起書の成立と、それにとともなう祭神の転換。佐陀御子神とその父母神から、イザナギ・イザナミとその御子神（アマテラスとスサノオ）へ（→史料②）→荘郷鎮守に相応しい地域的な祭神から、全国的で普遍的な祭神への抜本的な転換。
 - 2)それまで佐陀神社と直接的な関係を持たなかった真言宗成相寺が佐陀神社の本寺として位置づけられ、佐陀神社の社僧・奥院化が進められた。→後述

- 3) 島根・秋鹿両郡に止まらず、意宇・楯縫両郡など複数郡に跨る、広域的祭礼としての御座替神事が成立（→史料③・④）。
5. 以上の内、とくに注目されるのは(2)。まず、成相寺がもともと佐陀神社と直接関わりを持たない独立した寺院であったことは、文永8年（1271）の関東下知状案（杵築大社三月会頭役結番帳、中世Ⅰ 196・197）に、1番として「成相寺七丁権名小三郎入道」、9番として「三頭佐陀庄佐陀神主」が記載されていて両者が並列関係にあること、また室町期の成相寺が出雲国守護京極氏の祈願所であったこと（→史料⑤）などからうかがわれる。
6. ところが、戦国期には成相寺僧が佐陀神社の「社僧」として、正月 1～5日の5日間佐陀神社境内の経所に参籠することとなっている（→史料⑥）。そしてこれらのことを踏まえ、戦国末期と推定される年未詳5月28日の成相寺書状写（成相寺文書、中世Ⅱ2155）では、成相寺は佐陀神社の「奥の院」と呼ばれている。
7. 問題は、上に指摘した(5)から(6)への転換が何時、どのようにして起こったのかということにある。→その最も大きな要因として考えられるのは、荘園制の衰退と戦国大名尼子氏の宗教政策。このうちの後者の基本的特徴は次の2点に求められる。
- 1) 法華経による領国・一国統合と平和実現の希求。→弘治2年（1556）6月の鰐淵寺三答状（鰐淵寺文書、大社町史料 1331）に、「(尼子) 経久法花経の信仰をなすにより、大敵を誅亡せられ、その切り取る所領の土貢を以て足付となし、あるいは千部・万部の読誦、あるいは摺写の経を以て、諸国の堂舎えこれを賦くばられ畢おわんぬ」と記されている。
- 2) 中世的宗教構造の権力的転換。具体的には、次の2つを意味していた。→①中世出雲国宗教構造の基本骨格を形作ってきた、一宮杵築大社と一寺鰐淵寺との相互依存・補完体制（→後述）を打破すること。②そのことを通して、世俗政治権力と宗教勢力との併存・補完体制を打破し、宗教勢力（一宮・一寺）を世俗政治権力（戦国大名尼子氏）に屈服・従属させること。
- これらの尼子氏の宗教政策を最も象徴的な形で示すもの→歴史上初めての、大社境内への大規模な仏教施設の造営（→史料⑦）と、鰐淵寺僧の本殿内への進出＝国造との相対行事化（→史料⑧）→「神仏隔離」原則の否定と神社・神官の寺院・寺僧への従属化。
8. 以上のことを念頭に置いて佐陀神社と成相寺を見てみると、次の3点が注目される。
- 1) 享禄2年（1529）に尼子経久が佐陀神社に参詣。これを機に、社頭に護摩堂・阿弥陀堂・釈迦堂などの仏教施設が建立されたという（八束郡誌）。
- 2) 先述のように、成相寺僧が佐陀神社の「社僧」として、正月1～5日の5日間佐陀神社境内の経所に参籠することとなったのも、これに連動するものと推定される。
- 3) 京都吉田家の作成になる「延喜式裏文書」に、佐陀神社が「出雲国二宮」（一宮は杵築大社ではなく、熊野大社とする）として見える。
- これらのことは、杵築大社と鰐淵寺の關係に準えた佐陀神社と成相寺の二宮・二寺化、出雲国一宮制の否定、相対化の一環をなすものであったと評価することができよう。→広域的祭礼としての御座替神事の成立も杵築大社三月会（出雲国全域に祭礼費用を賦課させる）に準じ、それに対抗する意味があったと考えられる。

Ⅲ. 中世の「神仏隔離」と「神仏習合」

1. 以上に見てきた中世の佐陀神社を寺院と神社との関係という観点から整理すると、基本

的に3つの異なる関係の重複と捉えることができる。

- 1) 本地仏を祭る狭義の神宮寺（薬堂・経所・常楽寺）。神宮寺の史料初見は嘉元4年（1306）6月12日の昭慶門院領目録案（中世Ⅰ252）。
 - 2) 報恩寺・願力坊。→神宮寺とは区別されるが、しかし佐陀神社と一体的な関係を持って機能したと推定される寺院（別当寺＝広義の神宮寺）。（→史料⑨・⑩）
 - 3) 成相寺。戦国期になって、新たに佐陀神社と一体的な関係を持つに至ったと推定される寺院（本寺）。
2. 以上の内、(2)については史料が欠落していて明確でないが、(1)神宮寺と(2)別当寺が併存するのは、伊弉諾神社（真名井神社、→史料⑪）や平浜八幡宮（→史料⑫・⑬）を初めとして、ごく一般的なことであったと考えられ、間違いのないところであろう。
3. これに対し(3)本寺は、杵築大社と佐陀神社でのみ認められる特別なもので、それも戦国期とそれ以前とは大きく性格が異なる。→戦国大名尼子氏によって従属を強いられ、変質する以前の杵築大社と鰐淵寺との関係は、次のような3つの特徴を持っていた。
- ① 杵築大社の祭神スサノオは鰐淵寺の本尊蔵王権現と同体とされ、両者で神話が共有された。→スサノオによる天竺霊鷲山の山塊をつなぎ合わせた出雲の国づくり。その繋ぎ止められて出来たのが浮浪山（島根半島）で、鰐淵寺の山号ともされた。
 - ② 正月20日と3月1～3日の三月会の年2回、鰐淵寺僧は大挙して杵築大社に出向き、神殿内に設けられた経所で大般若経の転読などを行ったが、これ以外は杵築大社は神官のみ、鰐淵寺は寺僧のみでそれぞれ独自の年中行事を執り行っていて、杵築大社と鰐淵寺は地理的・空間的・機能的に明確に区別されていた。
 - ③ 南北朝期に雲樹寺の禅僧孤峰覚明が国造清孝に九条袈裟を授けたのを機に神宮寺が成立したが、それはあくまで国造の個人的な信仰に基づくもので、戦国期に至るまで、公式には大社境内に一切の仏教施設も存在しないものとされた。
4. 以上のように見てくると、一口に「神仏習合」とはいっても、少なくとも3つ、あるいはそれ以上に多様な形態があったと考えなければならない。最初に示した「神宮寺」などの説明が極めて不十分で、ことの本質を正しく捉えていないことは明白。と同時に、その多様な形態の具体的な違いや関係についてはほとんど解明されておらず、その実態の解明は、今後に残された重要な研究課題といわなければならない。
5. しかし、それにしても、なぜこれまでこうしたことがまったくといってよいほど解明されず、放置されてきたのか。結論的にいって、その理由は次の3点に求められよう。
- 1) 史料の欠落。→明治維新以後（出雲や水戸藩・岡山藩など一部の地域では近世以後）における「神仏分離」と廃仏毀釈運動の中で、「神仏習合」関係の史料が意識的に廃棄、あるいは削除されてしまったため、一般の目に触れなくなってしまった。
 - 2) 「神仏隔離」事例の希少さ。→杵築大社と鰐淵寺、佐陀神社と成相寺と同様の事例は、少なくとも現状では越後国一宮弥彦社と国上寺のみということもあって、全国的にはほとんど知られておらず、ことの重要性が理解されていない。
 - 3) 日本の宗教についての理解の不十分さ。→「神仏習合」についての通説的理解では、これを「日本固有の宗教である神道」と「外来宗教である仏教」との融合関係としている。こうした誤った理解や、日本の宗教についての理解の不十分さが、問題の解明を大きく妨げる最大の要因となっている。→「日本固有の宗教としての神道」の成立

は中世末、戦国期の吉田神道の成立を待たなければならない。それ以前の中世日本の宗教は、仏道・神祇道（神道）・修験道・陰陽道などの多様な宗教儀礼が仏教理念を基軸に据えて統合され、人々は時と処に応じて適宜それらを使い分けながら、多様な神仏とともに信仰の対象とするというものであった。

IV. むすび

1. 松江市史・通史編中世の特徴

- 1) 中世だけで1冊。政治・経済・社会・宗教・思想・文化のすべての分野にわたって、全国的な視野に立ちつつ、出雲や松江地域の持つ歴史的特徴を可能な限りトータル、かつ具体的な形で論述。宗教史分野に関していえば、寺院・神社を含む、中世の宗教構造の全体的特徴とその歴史の変遷を、出雲や松江地域に即して具体的に解明。
- 2) 史料の残り方の問題でもあるが、全国の自治体史の中世編・宗教史分野の記述が寺院史に偏り、神社史を欠落するのが一般的である中で、神社史を含む寺院と神社の具体的な関わり方が判明する、全国的にも極めて注目される、重要な内容となっている。
2. 本日は、その一端を佐陀神社の概観を通して考えた。
3. しかし、もう一步踏み込んでご理解いただくためには、あまりにも時間が不足。日本の宗教の全体的特徴、とりわけ「日本固有の宗教」とされる「神道」についての踏み込んだ説明が不可欠。この点は、さし当たり拙著『日本の神社と「神道」』（校倉書房）、『「神道」の虚像と実像』（講談社現在新書）などを参照されたい。

〔史料〕

① 東福寺領出雲末次庄給主・公文・名主等連署起請文案（東福寺文書、中世Ⅰ 561）

（前略）上者梵天・帝尺・四大天王、下者堅牢地神、惣日本六十余州大小神祇、特者当州大社杵築大明神・佐陀三社大明神・五社・開山御罰、我々か身可罷蒙候（中略）

永享拾壹天三月十八日
(1439)

六郎三郎（略押）

（後略）

② 佐陀大社縁起（神宮文庫所蔵、中世Ⅱ 755）

（前略）

一、本社三所事

中正殿伊弉諾・伊弉册尊^{ナリ} 本地阿弥陀如来・薬師如来也、神宮寺薬堂是也、
北社者謂加賀社伊弉册尊^{ヲハ}也、本地観音・地藏二菩薩也、神宮寺今經所^レ是也
南社者謂旧殿伊勢天照太神・杵築大明神、本地阿弥陀如来、神宮寺今栗林常樂寺是也、

（中略）

佐陀大明神縁起

依闕如書写之畢不可出房中秘蔵也、

(1495)
明応四年三月十日

頼秀

（後略）

③吉岡通照書狀（佐太神社文書、中世Ⅱ920）

猶々古支証一通懸御目候、
謹申上候、
抑佐陀大社御座替之神事、八月廿五日出仕之事、当國中十郡神子巫、以_レ上意大昔依_レ有_二明神御託宣_一、其已來於_二佐陀大社_一八月廿五日祝戸御神樂被_レ祈之處、近年背_二法度_一從_二他郡_一不_レ致_二出仕_一候、然共嶋根郡社家計無_二相違_一出仕申候、御神事取沙汰申候、從_二當年_一御座易任_二先規之旨_一、佐陀_ニ致_一出仕御座易御神事可_二取祈_一由、從_二与州様_一十郡_ニ被_一御下知_二候者忝存_一、当郡社家同心_二天下之御祈禱申候處_一、國中平安御祈可_レ抽_二精誠_一候、此由可_レ然様_二富田様_一被_二御申_一、御下知被_レ下候者、國中_ニ相届_一、御神事取沙汰可_レ申候、此旨可_レ被_二御披露_一候、恐惶謹言、

七月廿日

宗左衛門尉

通照（花押）

朝山殿御内人々御中

（封紙ウハ書カ）

朝山殿御内人々御中

吉岡宗左衛門尉
通照

④神田元忠・二宮就辰連署書狀（モト折紙カ、佐太神社文書、中世Ⅱ1978）

於_二佐陀御神前_一毎年八月廿四日御座易_二、意宇郡・楯縫郡社家衆無_一殘被_レ出、天下之雖_二御祈念候_一、近年不_二罷出_一之由候、太以不_レ可_二然候_一、從_二當年_一一人_ニ不_一殘罷出候様_二、堅可_二相催_一事肝要候_二、於_二其上_一不_二罷出_一衆候者、可_レ被_レ遂_二注進_一候、自_二爰元_一可_二申付_一候、為_レ其申候、恐々謹言、

二月十六日

二宮太郎右衛門尉
就辰（花押）

神田宗四郎
元忠（花押）

佐陀社家
佐与助殿 参

⑤成相寺置文（成相寺文書、中世Ⅰ503）

成相寺置文壺通

惣而、此寺家承久年中迄者、庄之村悉雖_レ為_二寺家進退_一、本寺末寺依_二公事之子細_一、近年此寺斷絶之間、上之御料所相定畢、然今、^{（京極高詮）}御屋形様、為_二御祈願所_一被_二仰付_一間、任_レ仰秀実今且寺家再興、仏閣神社建立、隨而御料所從_二庄ノ内_一、三昧田壺町壺反大、寺家へ御寄付也、^{（著）}經米壺石式斗者、御藏納にて被_二立置_一者也、仍御料所分・寺分之堺者、牛切口より横内塩谷之道堺上下也、但三昧田者道より下、御料所之内也、道より至_二上_一者、名分一向無_レ之、末代可_レ守_二此旨_一、惣而四方之大堺帳ハ別在_レ之、此一通者、且三昧田經米之儀、又ハ寺分・御料所分依_レ被_二分定_一、記認^{（云）}、御判^{（著）}御奉行衆之御一行、副置^{（著）}口也、仍置文壺通、如_レ例、

^{（1396）} 応永三年式月九日

律師秀実（花押）

^{（表書）} 「此壺通致_二披見_一令_二領掌_一畢、

天文六年十二月日

^{（尾子經久）} 伊予守（花押）」

⑥成相寺条数書（成相寺文書、中世Ⅱ 1079）

条数[]

一五ヶ夜田之事、付、五段納方壺石五斗也、正月一日より五ヶ日まで、十二人之社僧經所へ出仕候て、天下泰平・国土安穩之御祈禱仕、（中略）

一大般若經仏布施^{（屋子經久）}破損料之事、付、享祿二年六月廿八日^{（屋子經久）}与州様就御社参、上御供被参候時、仏布施百疋・破損料式十疋参候、又天文七年六月廿四日御屋形様御社参之時、御奉行衆難渋被^レ申候処^{（屋子經久）}、立原殿^{（屋子經久）}以先例之儀得御意候、聞召被^レ分、如^レ前被^レ仰付候、（後略）

⑦『懷橘談』（「杵築」の項）

此社は自余の社にかはりて正殿南向、柱は九本何も丹青にて彩り、後の不聖不丹と云聖法神勅とは事かはれり、（中略）中子染紙やうの神宝といへるも又多し、宮中を見れば御正台と申して鏡のごとき内に仏像を鑄顯し、いくつ共なくかけならべ、旗は仏前の幢幡の制にて四方にかけなびかせ、社（神社）共阿良々伎（寺院）共見分がたし、社の西に輪藏あり、三重の塔あり、大日堂は胎藏界、本尊は行基菩薩の作なりなどほこる、鐘楼にのぼりて鐘の銘は如何にやと見れば、承和六年伯州某山某寺とえり付たり、されば上古には鐘はなきと見えたり、（中略）我もとより仏神氷炭の差別不^レ知にはあらねども、国主の旨にそむきがたきゆゑとぞ語りける、

⑧佐草吉清起請文案（佐草家文書）

大社三月会御神事之刻、鰐淵寺衆僧於^{（追筆）}經所大般若經転読迄にて、從^{（マ）}往古御内殿被^{（マ）}参入^{（マ）}來之例無^{（マ）}御座^{（マ）}候、然を近年掠^{（マ）}神法^{（マ）}、猥^{（マ）}社入候間^{（マ）}支^{（マ）}置候処、構^{（マ）}露言^{（マ）}、自^{（マ）}初當^{（マ）}入來之由被^{（マ）}申成^{（マ）}候、全無^{（マ）}其例^{（マ）}所分明也、右之旨趣於^{（マ）}偽申^{（マ）}者、大社大明神并三十八社惣而天神地祇可^{（マ）}蒙^{（マ）}御罰^{（マ）}者也、仍起請文如^{（マ）}件、

「鰐淵寺衆・杵築衆出入之安否起請文」

寛永九年六月日 吉清

⑨毛利元就安堵状（成相寺文書、中世Ⅱ 1242）

雲州佐陀之内報恩寺并願力坊、并太社御祭田等之事、老師尊順手續無^{（マ）}相違^{（マ）}、任^{（マ）}奉書之旨^{（マ）}、社役等如^{（マ）}前々^{（マ）}相勸^{（マ）}、可^{（マ）}被^{（マ）}抱置^{（マ）}事肝要候、仍一行如^{（マ）}件、

永祿拾年六月廿六日 元就（花押）

成相寺

⑩児玉元良打渡状（成相寺文書、中世Ⅱ 1599）

雲州佐陀之内打渡之事

一 成相寺	八町三段内式町式段畠
福類分内 一 報恩寺	壹町式段
朝山分内 一 願力坊	八段小
同所佐乾神宮寺 一 常樂寺	七段六十分
福類分之内 一 五靈会田式段、五月五日御祭田、	

同所分之内
一 湊繁田大、二月十五日之御祭田、
同所分
一 三月三日田一段、三月三日御祭田
朝山分之内
一 新五霊会田壹町、五月十五日之御祭田、御供
同所分之内
一 彼岸田壹段、彼岸之御祭、

右、所々深教社役等之儀、如=前々=被=相懃=、可=有=御抱=之由候也、仍坪付如=件、

(1576) 天正四年_辛十一月一日 児玉^(元良) 三郎右衛門尉 (花押)

成相寺

⑪ 鳥屋秀重奉書写 (富家文書、中世Ⅱ867)

(意字郡)
伊弉諾へ御寄附候毎月御供之事、別紙^レ御記候、末代不=可=有=御懈怠=候、御宮山之事、
東ハ瀧ノ堂道を堺、西ハ陳廻ヲ堺、南ハ田ふちヲ堺、北ハ嶽之道をさかふ也、為=神宮
寺=可有=成敗=由候、於=向後=此御神田売買可=有=停止=候者也、為=其被=成=御袖判=者
也、仍執達如=件、

鳥屋七郎右衛門尉

(1537) 天文六年_甲三月六日

秀重

尼子伊予守経久

浄音寺

神宮寺

⑫ 尼子晴久判物 (迎接寺文書、中世Ⅱ1037)

(意字郡)
平浜別宮神宮寺檢校職・同田畠等之事、今度菩提寺雖=相論=之候、任=先例=之旨、令=
還=附神宮寺=候者、社役等無=怠慢=被=懃仕=、全可=被=相抱=者也、仍状如=件、

(1555) 弘治元年十一月晦日

晴久 (花押)

平浜別宮神宮寺

⑬ 尼子晴久袖判奉行人連署奉書 (切紙、迎接寺文書、中世Ⅱ984)

(意字郡)
八幡庄下見村五ヶ寺山林竹木等之事、押而不=可=切取=候、
於=此旨相背輩=者、為=科錢=三十疋宛可=被=出作=候、

天文十六 (1547)
七月十七日

屋葺七郎兵衛
幸保 (花押)

大石三郎右衛門尉
綱秀 (花押)

宝光寺

能満寺

観音寺

迎接寺

菩提寺_参